

平成 26 年度見本市出展委託業務（機械系等見本市）プロポーザル審査委員会設置要領

1 目的

平成 26 年度見本市出展委託業務（機械系等見本市）を委託するにあたり、プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「平成 26 年度見本市出展委託業務（機械系等見本市）プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の構成

審査委員会は別紙の審査委員で構成する。

3 役割

審査委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者及び次点者の選定
- (3) その他、審査に関して必要と認めるもの

4 審査委員長の職務等

- (1) 審査委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- (2) 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指定する審査委員がその職務を代行する。

5 審査委員会

- (1) 審査委員会は、審査委員長が招集する。
- (2) 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- (3) 審査委員会の議長は、審査委員長があたる。
- (4) あらかじめ委員が当該委員の代理人を氏名し、委員の代理主席があった場合については、当該委員が主席したものとみなす。

6 意見の聴取

審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 事務局

審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を高知県産業振興センターものづくり地産地消・外商センター企画・外商部外商課に置く。

8 守秘義務

審査委員会の審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 審査結果の開示

審査委員の氏名及び審査結果は開示する。

10 その他

この要領で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。

附則 この要領は、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。

(別紙)

平成 26 年度見本市出展委託業務（機械系等見本市）
プロポーザル審査委員名簿

役職名	職名又は所属など	氏名	備考
審査委員長	ものづくり地産地消・外商センター長	麻岡 誠司	
審査委員	高知県商工労働部工業振興課長	松岡 孝和	
審査委員	一般社団法人高知県工業会 事務局長	西内 豊	
審査委員	一般社団法人高知県製紙工業会専務理事	藤原 健	
審査委員	(有)プリズム代表取締役(中小機構四 国支部アドバイザー)	妹尾 浩二	

平成 26 年度見本市出展委託業務（機械系等見本市）
プロポーザル審査委員会設置要領の別に定める事項

1 審査にかかる謝金等の支払い

公益財団法人高知県産業振興センターは、予算の範囲内において謝金を支払うものとし、その額は、下表に定める基準額と公益財団法人高知県産業振興センターの旅費規程に基づき算定した旅費相当額の合計額とする。

・謝金基準表(1人当たり)

謝金基準額
9,000円/回

注)所得税等の税込み価格とする。(振込先が個人となる場合は、源泉徴収の対象となる。)